

( 外交防衛委員会 )

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの

件 ( 閣条第二号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

この協定は、我が国とフィリピンとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、人の移動の円滑化及びビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、人材養成、中小企業等の分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、二〇〇六年 ( 平成十八年 ) 九月九日にヘルシンキにおいて、小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文百六十五箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ バナナ

小さな種類のものとは協定発効後十年間で関税を撤廃。その他の種類については関税を削減

ロ パイナップル（九百グラム未満のもの）

関税割当を設定（枠内税率は無税、割当数量は協定発効後一年目千トン、五年目千八百トン）

ハ 水産物（キハダマグロ、カツオ）

協定発効後五年間で関税を撤廃

2 フィリピンによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

我が国からの輸出量の六十パーセント以上について関税を即時撤廃

ロ 自動車

現地組立車用部品のうちフィリピンで生産されていないものは関税を即時撤廃。その他の部品は十年以内に関税を撤廃（一部は即時撤廃）。三千CC超の乗用車、バス、トラック等は原則として二〇

一〇年に関税を撤廃。三千CC以下の乗用車は段階的な関税削減の後、二〇〇九年に再協議

#### 八 温帯果実

ぶどう、りんご、なし等について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人的な契約に基づき、一時的に滞在する者及び看護師又は介護福祉士によって提供されるサービスに関連する活動に従事する者について入国及び一時的な滞在を約束する。各締約国は、入国及び一時的な滞在を許可する人の数について制限を課し、又は維持してはならない。ただし、特定の約束の秩序ある実施のために、入国及び一時的な滞在を規制する権利について妨げられない。

六、両締約国は、知的財産の十分かつ無差別的な保護等を確保し、知的財産分野における協力を発展させ、及び強化する。

七、各締約国は、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

八、両締約国は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとるとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

九、両締約国は、人材養成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー及び環境、科学技術、貿易及び投資の促進、中小企業、観光、運輸並びに道路整備の分野において協力する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十一、両締約国は、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを二〇一一年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。